

# 野田市立中学校の拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ設置要項

## 1. はじめに

野田市では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化、部活動指導教員の不足などの課題を抱え、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営に困難な状況が出てきている。

野田市教育委員会（以下、教育委員会とする）では、市内中学校に通う中学生にとって望ましい部活動が展開されるように、新しい部活動の在り方を創造する方策の一つとして①拠点校部活動②学校（拠点校）クラブ【地域クラブ活動】を実施する。

## 2. 目的

野田市の市立中学校に在籍する生徒の文化・スポーツにおける多様なニーズに応え、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、持続可能な部活動の実現・展開を図る。

## 3. 拠点校部活動・学校クラブとは

### （1）拠点校部活動

・拠点校部活動とは、原則として在籍校に希望する部活動がないことを条件として、在籍校以外の学校が生徒を受け入れる方式である。

例①…A中学校の〇〇部がB中学校とC中学校の生徒を受け入れて活動をする。

※1 平日のみの活動または、休日のみの活動でも可能。

※2 在籍校の部活動と兼ねることはできるが、小中体連の大会参加は1つの部活動しかできないため、どちらの部活動（競技）で参加をするかを決める必要がある。

### （2）学校（拠点校）クラブ【地域クラブ活動】

・学校（拠点校）クラブとは、クラブ指導者が指導をし、顧問である教職員がつかなくても活動ができる。

※他校から生徒を受け入れる場合、原則として在籍校に希望する部活動がないことを条件とする。

**※学校間で協議をし、土日（休日）や長期休暇時等、複数の学校の部活動が1つの拠点に集まり、クラブとして活動することは可能。顧問が指導をする場合は合同部活動の扱いとなる。**

例②…A中学校の〇〇部は、休日の活動において、顧問が指導できない時には地域人材が指導できる実態であるため、学校クラブとして活動する。

例③…A中学校の〇〇部がB中学校とC中学校の生徒を受け入れて活動をするが、平日の下校時刻後にならないと集まって活動ができないため、拠点校クラブとして活動する。

**例④…A中学校の〇〇部とB中学校の〇〇部が休日にA中学校に集まり、クラブ指導者が指導をする。**

#### 4. 拠点校部活動・学校（拠点校）クラブの実施申請について

	順序	内容	対象
クラブの設置	①	拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ実施申請書（様式1）を野田市教育委員会へ提出	自校にある部活動を拠点校部活動・学校（拠点校）クラブとして申請する学校
	②	拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ承認（不承認）決定通知書（様式2）を申請した学校へ送付	野田市教育委員会
生徒の参加申込	③	参加申込書・保護者同意書（様式3）を配付	野田市教育委員会→市内中学校→保護者
	④	参加申込書・保護者同意書（様式3）を学校へ提出	保護者→在籍校→拠点校
	⑤	拠点校部活動・拠点校クラブ参加承認決定通知書（様式4）を送付	拠点校→在籍校→保護者

①自校にある部活動を拠点校部活動・学校（拠点校）クラブとして申請する学校長は、拠点校部活動・学校（拠点校）クラブとして開始する前年度中に教育委員会に拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ実施申請書（様式1）を提出する。

②教育委員会は、拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ実施申請書（様式1）の提出があった学校に対して、拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ承認（不承認）決定通知書（様式2）を送付する。

③教育委員会は次年度に実施する拠点校部活動、拠点校クラブ参加募集一覧を作成し、各学校へ配布するとともに、LINE スクール連絡帳にて保護者宛に周知する。各学校は必要に応じて全校集会や年度末保護者会、新入生保護者説明会などで生徒・保護者に参加募集一覧と参加申込書・保護者同意書（様式3）を配布・説明する。

④新年度、参加生徒の在籍校学校長は、その生徒・保護者からの参加申込書・保護者同意書（様式3）を受け、拠点校部活動・拠点校クラブに参加できる生徒の条件に該当していることを確認して参加申込書・保護者同意書（様式3）を拠点校学校長に提出する。拠点校学校長は承認すれば、拠点校部活動・拠点校クラブ参加承認決定通知書（様式4）を在籍校学校長へ送付し、生徒・保護者に通知する。

※学校クラブに関しては、学校内だけのため、一覧には記載しない。また、学校クラブに参加するための申込書は、各学校の任意様式とし、学校内のみでの管理とする。

#### 5. 実施決定

拠点校学校長は、不都合がなければ承諾書（様式4）の提出をもって実施を認めるものとする。

#### 6. 拠点校部活動・拠点校クラブに参加できる生徒

(1) 原則として、在籍校に希望する部活動がない生徒。

※学校間で協議をし、土日（休日）や長期休暇時等、複数の学校の部活動が1つの拠点に集まり、クラブとして活動することは可能

(2) 原則として、教職員、保護者の引率を必要としない生徒。

(3) 拠点校の部活動（クラブ）の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は受入校の生活指導に従うことへ同意した生徒。

(4) 在籍校及び拠点校両校の許可が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書を交わした生徒。

#### 7. 参加生徒の活動について

(1) 生徒は、拠点校における部活動・クラブの方針（活動日、各大会や試合への参加、遠征等）に従う。

(2) 拠点校への移動は徒歩・自転車を原則とし、必要に応じて公共交通機関を利用する。また、移動にかか

る経費は参加する生徒の保護者の負担とし、保護者の責任により対応する。

- (3) 活動を欠席する際は、生徒又は保護者が拠点校の顧問へ連絡する。
- (4) 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。
- (5) 在籍校での部活動参加については制限はないが、小中学校体育連盟主催の大会については1つの競技からしか出場することができない。
- (6) 生徒又は保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の学校長が生徒の活動を中止することができる。
- (7) 前各号のほか、拠点校部活動・クラブに関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

## 8. 在籍校及び拠点校の連携

- (1) 在籍校及び拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとる。
- (2) 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動・クラブの指導にあたって必要な情報を提供するものとする。
- (3) 拠点校の管理職、顧問、クラブ指導者、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

## 9. 試合参加

- (1) 各大会等への参加にあたっては、主催者が定める大会要項に従う。
- (2) 県総合体育大会については、千葉県中学校体育連盟が定める「千葉県中学校体育大会実施要項」に定める「複数校の合同チーム及び拠点校方式チームによる参加規程」、「地域クラブ活動の参加資格の特例」に従う。また、葛北大会や市内大会についても、同様に扱うものとする。
- (3) 各大会への参加にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。

## 10. 事故への対応

- (1) 拠点校部活動・クラブにおける事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応するものとする。
- (2) 部活動中の事故及び交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、在籍校が行う。クラブ活動中の事故に関しては、適用外になるため、クラブでスポーツ安全保険等に加入し対応をすること。また、指導者もスポーツ安全保険等に加入をすること。

## 10. 学校（拠点校）クラブ【地域クラブ活動】の指導者の扱いについて

- (1) 学校（拠点校）クラブの指導者は、「野田市学校（拠点校）クラブ指導者承諾書」を教育委員会へ提出をし、教育委員会から委嘱状を渡された者とする。
- (2) クラブ指導者が教職員の場合については、上記のクラブ指導者承諾書と「兼職（兼業）許可願」とを提出し、指導にあたることができる。詳細は別途定める。
- (3) クラブ指導者は予算の範囲内で、1時間あたり1600円の謝礼を受け取ることができる。

## 11. その他

- (1) 当該年度の拠点校実施内容の生徒・保護者への周知は、各学校で行う。
- (2) 拠点校は当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒・保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。

- (3) 参加生徒の在籍校は、連絡責任者（教頭等）を決めておく。
- (4) 拠点校部活動・学校（拠点校）クラブを対象に教育委員会より予算の範囲内で指導者謝礼、大会参加費・登録費補助金が配当される。

要項制定 令和6年12月2日

一部改訂 令和7年11月16日

令和8年2月19日

(在籍校) 野田市立\_\_\_\_\_中学校長 様

拠点校部活動・拠点校クラブ参加申込書・保護者同意書

野田市立\_\_\_\_\_中学校\_\_\_\_年\_\_\_\_組

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_印

拠点校方式による部活動・クラブへの参加について、希望いたします。

つきましては、「野田市立中学校の拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ設置要項」の内容を理解し、指導・運営に同意いたします。参加にあたっては、下記のようにいたします。

記

(1) 参加希望部 野田市立\_\_\_\_\_中学校\_\_\_\_\_部（クラブ）

(2) 移動手段（拠点校までの移動手段や通学時間をお書きください）

(3) その他（健康上配慮することなど）

上記の生徒は野田市立中学校の拠点校部活動・学校（拠点校）クラブ設置要項の7号に該当しており、拠点校部活動・クラブに参加することを承諾いたします。

野田市立\_\_\_\_\_中学校  
校 長 \_\_\_\_\_ 職印

在籍校学校長は、決裁後、コピーを保管し、原本を拠点校学校長へ送ること。拠点校学校長は受理後、様式4を作成後、コピーを保管し、原本を在籍校学校長へ送ること。在籍校学校長はコピーを保管し、原本を生徒・保護者へ渡すこと。